



創業再チャレンジ 支援事業補助金

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、倒産
又は廃業した事業者が、区内で創業に再チャレンジ
する際の経費を一部補助します！



補助対象者

次に掲げる要件をすべて満たす事業者

1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年4月7日以降に倒産又は廃業した事業者のうち、令和4年2月1日から令和5年1月31日までの間に港区内で創業する中小企業者であること。

・ 再創業する事業所所在地

法人の場合

区内に本店登記地と主たる事業所があること

個人の場合

区内に主たる事業所があること

2 許認可等が必要な業種の場合は、当該許認可等を受けている者であること（予定含む。）

3 申請する事業のほかに代表として事業を営んでいないこと。

補助対象経費及び補助金額

1 補助対象経費

令和4年2月1日から令和5年1月31日までの期間内に発生し、支払いが完了した再創業に要する経費のうち、**店舗等借入費、設備費、広報費**

※同趣旨の経費の補助金を受けている場合は対象外。

2 補助金額

100万円を限度に補助対象経費の3分の2（広報費のみ30万円限度）

募集枠

15者程度
(予算の範囲内)

募集期間

令和4年**5月9日**から
令和5年**1月31日**まで

※対象経費等その他詳細は産業振興センターホームページに掲載する募集要項を参照ください。

産業振興センターホームページ

<https://minato-sansin.com>



裏面あり

申請方法

申請前に港区産業振興課での商工相談が必要になります。
下記QRコードから**必ず募集要項を確認の上**、
お電話にて面談予約をしてください。

補助金交付までの流れ

創業計画書作成に係る商工相談申込(予約制・電話受付)
※初回面談は令和4年12月28日(水)まで。必要書類は募集要項を参照ください。

商工相談を受け、創業計画書を作成(面談3回程度)

創業計画書完成後、補助金交付申請書一式を提出※郵送で提出

審査、交付決定

港区内で創業後(令和5年1月31日まで)、産業振興課へ連絡

専門家による事業実態確認及びアフターフォロー

実績報告書提出※提出書類は別途お知らせします。

補助金の交付



問合せ

港区 産業・地域振興支援部 産業振興課 経営支援係
〒108-0014 東京都港区芝5-36-4



03-6435-4620

(年末年始、祝日除く平日9:00～17:00)

